

2023年（令和5年）9月20日

指定介護予防通所型サービス事業所 管理者 様

藤沢市長 鈴木 恒夫
(公印省略)

藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業における
事業所評価加算の算定に係る届出等について（通知）

日頃から、本市の介護保険事業にご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和6年度における標記加算の算定を希望する場合は次のとおり、必要書類をご提出ください。

なお、既に標記加算の申出を「あり」として本市に届け出ている事業所については、今回改めて届出いただく必要はありません。

1 事業所評価加算の概要

事業所評価加算は、選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービス）を行う介護予防通所型サービス事業所について、効果的なサービス提供を評価する観点から、評価対象となる期間（各年の1月から12月まで）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、評価対象期間の翌年度におけるサービス提供について1月あたり120単位を加算するものです。

事業所評価加算の算定を希望する場合は、算定を行う前年度の10月15日までに指定権者に届出を行うこととされており、事業所からの届出を受けた後、本市から神奈川県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」といいます。）に情報提供の上、国保連において事業所評価加算の算定基準に合致しているかを判定します。その判定結果に基づき、市で算定の可否を決定し、算定可となった事業所において翌年度から加算の算定が可能となるものです。

なお、令和6年度における算定可否の結果については、算定の申出を届け出た各事業所に2024年（令和6年）2月頃に通知をする予定です。

2 提出方法等

(1) 対象事業所

令和6年度に事業所評価加算の算定を希望する介護予防通所型サービス事業所

※既に算定の申出を行っている事業所は申出「なし」の届出を行うまで毎年度審査の対象となりますので、再度、届け出る必要はありません。

	申出を行っていない事業所	既に申出を行っている事業所
令和6年度に算定を希望する	届出が必要 (申出「なし」から「あり」)	届出不要
令和6年度に算定を希望しない	届出不要	届出が必要 (申出「あり」から「なし」)

(裏面に続く)

(2) 提出書類

次の書類を本市ホームページよりダウンロードし、提出してください。

- ①第1号事業支給費算定に関する届出書
- ②第1号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表

※提出書類掲載場所（ホームページ）

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigo-j/sougoujigyou/jigyoushohyoukakasan.html>

藤沢市HP > 健康・福祉・子育て > 福祉 > 新総合事業 > 介護予防・生活支援サービス事業関連 > 事業所評価加算

(3) 提出期限

2023年（令和5年）10月13日（金）※必着

(4) 提出先

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所 本庁舎2階
介護保険課 企画・事業所担当 ※郵送可

(5) 留意事項

- ①今回の届出書等の提出目的は、令和6年度の標記加算の算定希望の届出のみです。よって、この加算以外の加算項目等に関しては記入しないでください。他に変更事項等がある場合は、別途、変更届等を作成し、提出してください。
- ②加算の要件を満たしていても、算定希望の申出がない場合には算定できません。また、基準を満たさない場合には申出を行っていても加算の算定はできません。
- ③標記加算の届出は、事業所指定を受けている自治体ごとに手続きが必要ですのでご注意ください。

以 上

(事務担当)

介護保険課 企画・事業所担当

電 話 0466-50-8270

F A X 0466-50-8443